

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ オ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

民事訴訟では、（ ア ）が訴訟手続を主導する原則である（ ア ）主義と裁判所が訴訟手続を主導する原則である（ イ ）主義とが交錯する。（ ア ）主義は、訴訟上の請求のレベルでは（ ウ ）主義としてあらわれ、事実や証拠のレベルでは（ エ ）主義としてあらわれる。訴え提起の場面における（ ウ ）主義に関して、訴えの提起は、（ オ ）と呼ばれる書面を裁判所に提出してすることが原則とされている。

- II. 次の事例において、当事者の口頭弁論終結後の承継人（民事訴訟法 115 条 1 項 3 号）の具体例を 2 つ挙げなさい。ただし、承継の性質・原因が同じものを 2 つ挙げた場合には、1 つしか点を与えない。

（配点：10 点）

事例：X は、Y に対して、X の所有する建物 A を Y が権原なく占有しているとして、所有権に基づいて建物の明渡しを求める訴えを提起した。これに対して、Y は、自分こそが建物 A の所有者であり、X は所有者ではない、と主張した。この訴えについて本案判決が出されて、確定した。

- III. 必要的共同訴訟は、通常共同訴訟にはない特徴として、どのようなものを有するか。それがどのような要請に基づくかについて明らかにしながら、7 行程度で説明しなさい。

（配点：20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄ア～トに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～⑤に当てはまる最も適切な刑事訴訟法等の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号まで特定すること）。なお、空欄セ、ソ、タについては、（ ）内に示された語句のうちから適切なものを選択して答えなさい。また、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点: 30 点）

犯罪の証明には、（ ア ）が必要である。これは、（ ① ）の要請であり、同条にいう証拠とは、（ イ ）があり、（ ウ ）を経た証拠のことをいう。（ ア ）によらなくてもよい証明を（ エ ）という。

（ ウ ）の方式に基づいて、証拠は（ オ ）、（ カ ）、（ キ ）、（ ク ）に分類される。証人や通訳人等、（ オ ）の証拠調べ方法は、（ ケ ）である（ ② ）。被告人の場合は包括的黙秘権を有していて宣誓もしないから、証人ではなく、（ コ ）である（ ③ ）。（ カ ）の取調べ方法について、刑事訴訟法上は（ サ ）だが、刑事訴訟規則（ ④ ）により（ シ ）で足りる。

（ ア ）の対象は、有罪判決に必要的に示すべき事項である（ ス ）（ ⑤ ）だけでなく、（ ス ）に密接に関係する事実も含まれる。違法阻却事由や責任阻却事由が被告人側から主張された場合、それらの事由が存在しないことの証明は（ ア ）に（セ よる・よらなくてもよい）。処罰条件の存在の証明や法律上の加重減免事由の存在の証明は、（ ア ）に（ソ よる・よらなくてもよい）。判例上、累犯加重事由の前科を認定するための（ カ ）の取調べは、（ ア ）によることを（タ 要する・要しない）。

（ エ ）の対象としては、証拠の（ チ ）に関する事実や、（ イ ）の要件を立証するための事実があげられる。これらの事実を（ ツ ）という。

情状事実は、（ テ ）と（ ト ）に分類され、後者に関する事実は、（ エ ）で足りるとされるが、実務では、ほとんどの場合、（ ア ）によっている。

Ⅱ. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点: 20 点)

- 1 最高裁の述べるおとり捜査の定義とその適法基準 (5 行)
- 2 被疑者勾留の実体的要件と手続的要件 (5 行)

[このページは空白です。]